

東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト
設計・施工一括発注公募型プロポーザル

実施要領

令和6年12月

東大和市

目 次

第1章 プロポーザルの概要	1
1 趣旨及び事業の目的	1
2 事業の概要	1
(1) 事業の名称	1
(2) 施設の名称	1
(3) 施設の概要	1
(4) 敷地の概要	1
(5) 業務の内容	2
(6) 提案上限額	2
(7) 履行期間	2
(8) 本プロジェクトの方向性（事業者に対して特に期待すること）	2
3 選定方法	3
4 プロポーザルの日程及び事業スケジュール（予定）	3
第2章 事業に関する条件	4
1 業務の内容	4
(1) 設計業務	4
(2) 施工業務	4
(3) 工事監理業務	4
(4) 解体撤去等業務	4
(5) 仮校舎建設業務	4
(6) 事業者のノウハウやアイデアの導入提案	5
2 費用の負担	5
(1) 東大和市の負担	5
(2) 受注者の負担	5
3 設計及び施工に関する条件	5
(1) 業務の仕様	5
(2) 完成期限	5
4 契約及び支払い	5
(1) 契約内容についての協議	5
(2) 仮契約及び本契約の締結	6
(3) 契約の解除	6
(4) 契約保証	6
(5) 支払い条件	6
5 契約の変更	6
(1) 契約額の変更	6
(2) 完成期限の変更	6

第3章 事業者の募集	7
1 参加資格要件	7
(1) 参加者の要件	7
(2) 共同企業体構成員の要件	7
(3) 代表企業を含む全ての構成員の要件	7
(4) 設計業務及び工事監理者の要件	8
(5) 施行者の要件	9
(6) 配置技術者の要件	10
2 プロポーザルの実施要領	11
(1) 実施要領等資料の配布	11
(2) 質問の提出及び回答方法	11
(3) 参加表明書等の提出	11
(4) 技術提案書の作成及び提出	13
(5) 技術提案書の帰属等	14
3 プロポーザルの審査	15
(1) 審査機関	15
(2) 審査方法	15
(3) 審査結果の公表	17
4 失格について	17
5 その他	17
別記 リスク分担表	18

**東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト 設計・施工一括発注
公募型プロポーザル実施要領**

第1章 プロポーザルの概要

1 趣旨及び事業の目的

東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）は、第七小学校と第九小学校の統合による新校の開設に向け、東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設基本構想（以下「基本構想」という。）に基づき新校舎及び仮校舎を建設するに当たり、基本構想を効果的かつ効率的に実現するとともに、民間事業者のノウハウや創造力を活かし、より魅力のある施設の整備、高い品質の確保、工期短縮やコスト削減効果が期待できる設計・施工一括発注方式（DB：Design Build）により実施するものである。

2 事業の概要

(1) 事業の名称 東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト

(2) 施設の名称 （仮称）第七小学校・第九小学校統合新校（以下「新校」という。）

(3) 施設の概要

ア 新校舎

（ア）延べ面積 約7,800㎡

（イ）構造・階数 鉄筋コンクリート造・3階建て

（ウ）外 構 駐車場、駐輪場、敷地内通路、遊具、植栽、グラウンド整備等

（エ）その他 学童保育所、集会所含む。

イ 仮校舎（増築棟）

（ア）延べ面積 約1,500㎡

（イ）構造・階数 鉄骨造・平屋

（ウ）外 構 遊具、植栽、グラウンド整備等

（エ）その他 仮校舎は、現第九小学校の校舎・体育館等既存施設を活用し、足りない諸室を第九小学校校庭に増築する。

(4) 敷地の概要

ア 新校の新校舎

（ア）建設地 東京都東大和市芋窪5丁目1171番地

（イ）敷地面積 14,187㎡

（ウ）都市計画及び用途地域 第一種中高層住居専用地域

（エ）その他 既存の第七小学校校舎を解体・撤去し、新校舎を建設する。

イ 新校の仮校舎

（ア）建設地 東京都東大和市蔵敷2丁目546番地

（イ）敷地面積 13,215㎡

（ウ）都市計画及び用途地域 第一種中高層住居専用地域

- (工) その他 既存の第九小学校校舎と校庭に増築する校舎（増築棟：延べ面積 約 1,500㎡）を併せて、新校の仮校舎とする。
- (5) 業務の内容 設計業務（基本・実施設計）、施工業務、工事監理業務、解体撤去等業務
- (6) 提案上限額 金5,870,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (7) 履行期間 契約締結日（議会可決日）の翌日から令和12年6月28日まで
※仮校舎は、引越し後、令和9年2月1日から使用できるようにすること。新校舎（外構工事を含む。）は、令和12年1月31日までに引渡しを行うこと。
なお、仮校舎の解体・撤去等すべての業務を上記期限内に完了すること。
- (8) 本プロジェクトの方向性（事業者に対して特に期待すること）
本事業を実施する事業者には、下記の事項を十分に踏まえた提案を期待する。
- ア 新校舎及び仮校舎の建設に当たっては、基本構想に基づいた計画とすること。
- イ 市と事業者との効果的かつ効率的な役割分担により、令和12年4月の新校舎開校に向けた綿密な設計・施工スケジュールを立案し、本事業全体を円滑かつ確実に推進すること。なお、スケジュールの立案に当たっては、国庫補助の申請スケジュールを考慮すること。
- ウ 民間ならではの創意工夫やノウハウの活用により、イニシャルコスト及びランニングコストの縮減に寄与する持続可能な施設計画とすること。
- エ 事業用地の高低差のある地形条件を踏まえ、造成計画と建築計画を一体的に行うことで、大規模な造成は行わない計画とすること。
- オ 敷地全体について「ランドスケープ」を意識し、児童の居場所や交流空間づくり、景観的配慮や地域とのつながりを意識した空間づくりを行うこと。
- カ 本施設の規模（延べ面積）は、基本構想に基づき必要な学校機能を確保した上で、共有化（シェア）等の工夫により減少を図るなど、将来の児童生徒数の減少等を考慮し、長期的な視点で無駄なく有効に活用できる費用対効果の高い計画とすること。
- キ 各学年段階の学習内容・形態に応じて、多様な学習集団に弾力的に対応できるように、共用部は効果的かつ効率的にオープン性が確保できる工夫をすること。
- ク 将来の施設ニーズの変化に柔軟に対応することができるように、間取りの変更や他用途への転用などを考慮した工夫をすること。
- ケ 学校づくりの中で感染症対策と児童生徒の健やかな集団生活、コミュニケーション・学びの場の保障を両立すること。
- コ 新校は避難所機能を有し、体育館（屋内運動場）は大規模災害の発生時に地域の方が安全に安心して過ごすことができる長期の避難所として活用できるように計画すること。
- サ 仮校舎の新たに増築する校舎については、新校舎の供用開始までの短期間の使用であり、その後解体・撤去するため、既存の第九小学校校舎とは別棟を想定しており、建築基準法第85条に基づく仮設許可を取得できるよう、特定行政庁と調整するとともに、仮設許可から解体・撤去までの期間を必要最低限とする計画とすること。

シ 財源確保のため、国庫補助等を整理し、活用できる補助金はすべて活用できるように提案すること。

3 選定方法

本プロポーザルに参加し、提案を行う者（以下「参加者」という。）から本要領等に基づき提出された技術提案書等の書類を、東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注優先交渉権者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し、本プロジェクトの受注候補者として優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

4 プロポーザルの日程及び事業スケジュール（予定）

プロポーザルの日程及び事業スケジュールについては、以下のとおりの予定とする。ただし、状況により変更する場合がある。

日程（予定）	内容
令和6年12月6日（金）	参加者募集開始（実施要領、要求水準書等の資料の公表）
令和6年12月6日（金）参加者募集開始時から 令和6年12月20日（金）午後5時15分まで	質問受付期間
令和6年12月26日（木）	質問への回答
令和7年1月31日（金）午後5時15分まで	参加表明書提出期限
令和7年3月28日（金）正午まで	技術提案書提出期限
令和7年4月上旬	第1次審査（書類審査）
令和7年4月11日（金）	第1次審査結果通知
令和7年4月23日（水）	第2次審査 技術提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）
令和7年5月中旬	本審査結果の公表
令和7年6月上旬まで	仮契約
令和7年6月下旬	本契約締結（要議会可決）
本契約締結日の翌日から 令和12年1月31日（木）まで	設計業務、施工業務、工事監理業務及び新校（新校舎）の引渡し ※新校の仮校舎は令和9年2月1日（月）から使用できるよう引き渡す。
令和9年4月1日（木）から	新校の仮校舎 供用開始
令和12年4月1日（木）から	新校の新校舎 供用開始
令和12年4月1日（月）から 令和12年6月28日（金）まで	仮校舎の解体・撤去

第2章 事業に関する条件

1 業務の内容

本プロジェクトを受注する設計者、施工者及び工事監理者（以下「受注者」という。）の各業務内容は以下のとおりとする。なお、業務の詳細については別紙、東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注公募型プロポーザル要求水準書（資料2）（以下「要求水準書」という。）に記載のとおりとする。

なお、要求水準書の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画及び技術提案内容をもとに、市と優先交渉権者とが契約締結に向けた詳細協議及び調整を行ったうえで確定する。

(1) 設計業務

- ア 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等）
- イ 新校舎の設計業務（基本設計・実施設計）
- ウ 本プロジェクトに伴う必要な許認可及び建築確認の手続き業務（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- エ 地域住民との懇談及び地域住民・市議会への説明等支援（検討会議や説明会等における資料作成及び説明等支援）
- オ 学校の意見を聴く機会を設け、市と協議の上、設計に反映
- カ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 施工業務

- ア 新校舎の建設工事の施工業務（新校及び付随する外構、グラウンド、駐車場等を含む。）
- イ 什器・備品等の調達及び設置業務（施工業務と一体的に実施するもので、別途市が調達するものを除く。）
- ウ 近隣対策・対応業務（周辺家屋影響調査を含む。）
- エ 本プロジェクトに伴う必要な許認可及び建築確認の手続き業務（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- オ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 工事監理業務

- ア 新校舎の建設工事の工事監理業務
- イ 本プロジェクトに伴う必要な許認可及び建築確認の手続き業務（関係機関との協議及び申請等の手続き）
- ウ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(4) 解体撤去等業務

- ア 既存施設の解体・撤去工事（現第九小学校は除く。）
- イ 解体・撤去工事後の外構工事
- ウ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(5) 仮校舎建設業務

- ア 仮校舎の設計業務及び建設工事業務（工事監理業務含む。）

- イ 仮校舎使用後の解体・撤去業務
 - ウ 本プロジェクトに伴う必要な許認可及び建築確認の手続き業務（関係機関との協議及び申請等の手続き）
 - エ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- (6) 事業者のノウハウやアイデアの導入提案**

2 費用の負担

本プロジェクトにおける費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 東大和市の負担

本プロジェクトにおける契約額の合計は、第1章2(6)に記載の金額を上限とし、かつプロポーザルにおいて提出された価格提案見積書（設計業務費、施工業務費、工事監理業務費、解体撤去等業務費、仮校舎建設業務費の合計）の額を超えない金額とする。

(2) 受注者の負担

- ア 受注者は、本プロジェクトが完了するまでの間、当該業務に係る設計費用及び工事施工費用、工事監理費用を負担する。
- イ 完成図書の作成費用は、受注者が負担する。
- ウ 備え付け備品に関する費用は、施工業務費に含む。
- エ 建築確認等の審査手数料及び各種申請に係る全ての諸費用は、受注者の負担とする。
- オ 上下水道、電気、電話の敷設等に係る一切の費用は、受注者の負担とする。

3 設計及び施工に関する条件

(1) 業務の仕様

別紙基本構想及び要求水準書による。

(2) 完成期限

受注者は、新校の新校舎を完成（各種検査含む。）させ、令和12年1月31日までに東大和市に新校舎を引渡すものとする。

なお、新校の仮校舎については、令和9年1月29日までに工事を完了し、令和9年2月1日から使用できるようにする。

4 契約及び支払い

(1) 契約内容についての協議

優先交渉権者（又は次点交渉権者）は、速やかに東大和市と技術提案書及び契約金額（科目別内訳書相当）等について交渉を行うものとする。その結果、合意に至った場合、交渉内容に基づき本プロジェクトの仮契約を締結する。ただし、契約を締結するに至らなかった場合は、次点交渉権者が東大和市と交渉を行うものとする。なお、契約金

額は、原則として技術提案時に提出した提案額を超えないものとする。ただし、東大和市との協議において技術提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(2) 仮契約及び本契約の締結

仮契約については東大和市議会における議会の可決を経て本契約とし、否決された場合はその効力を失う。

(3) 契約の解除

受注者が、契約に基づく契約解除の要件に該当することとなった場合、東大和市は当該契約を解除できるものとする。

(4) 契約保証

契約保証金として、契約金額の100分の10以上を市に納付するものとする。ただし、市が契約保証金の納付を免除した場合はこの限りでない。

(5) 支払い条件

本プロジェクトは、令和7年度から令和12年度までの継続業務であり、契約に係る費用の支払い条件は、当市と優先交渉権者として優先交渉権者から提出された業務工程計画等をもとに確認・協議のうえ決定する。

なお、本プロジェクトの設計・施工業務を実施するに当たっては、施設整備請負契約を締結し、東大和市契約事務規則（昭和51年規則第3号）等に基づき、既済部分の代価等を踏まえ、工事請負費として、前払い、部分払い、完了払いにより支払うことを想定している。

5 契約の変更

(1) 契約金額の変更

契約金額の変更は、原則として行わない。ただし、発注時の条件に変更がある場合は、設計後の図面、数量により変更するものとする。その際のリスク分担については別記のリスク分担表のとおりとし、発注者側のリスクについては変更の対象とする。

なお、リスク分担で不明瞭な事項が発生した場合は、東大和市と受注者が協議の上対応するものとする。

(2) 完成期限の変更

完成期限の変更は、原則として行わない。ただし、東大和市のリスクに起因する事由、その他受注者の責に帰することができない事由により工期の延長が必要となる場合には、この限りでない。

第3章 事業者の募集

1 参加資格要件

参加資格要件等については、以下に示すとおりとする。なお、いずれの要件も技術提案書を提出した日から優先交渉権者を決定するまで満たしていること。

(1) 参加者の要件

参加者は、単独企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。共同企業体の取扱については、東大和市建設工事共同企業体発注取扱要綱による。

(2) 共同企業体構成員の要件

共同企業体の構成は、以下に示すとおりとする。なお、応募者の代表を務める者（以下「代表企業」という。）を含む全ての構成員は、他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。

ア 共同企業体は、設計業務を担当する者（以下「設計者」という。）、施工業務を担当する者（以下「施工者」という。）及び工事監理業務を担当する者（以下「工事監理者」という。）からなるものとする。

イ 共同企業体の代表企業は、施工者が担うこと。

ウ 代表企業は設計業務、施工業務を統括し、本プロジェクトの相互調整を行う下記要件を満たす者（統括責任者）を配置すること。

（ア） 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士の資格を有する者又は建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく1級建築施工管理技士の資格を有する者

（イ） 当該企業に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること（以下、管理技術者、監理技術者、工事監理技術者について同じ。）。

エ 設計業務及び施工業務を担う構成員が2者の場合、各同業務を行う各構成員の出資比率は30%以上であること。また、施工業務を担う者が3者の場合、施工業務を行う各構成員の出資比率は20%以上であること。

(3) 代表企業を含む全ての構成員の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に該当しない者であること。

イ 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、当該事実があつた日から3年を経過している者であること。

ウ 東大和市契約事務規則（昭和51年規則第3号）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第86号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。また民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。

オ 東大和市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年訓令第29号）別表に掲げ

る措置要件のいずれにも該当しない者であること。

カ 国税及び地方税の滞納が無いこと。

キ 直近3か年の財務諸表において、経常損失がなく、債務超過が発生していないこと。

ク 参加しようとする者（他の共同企業体構成員を含む。）との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項又は会社更生法（平成14年法律第86号）第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

① 複数の単体企業により構成される組合等（以下「組合等」という。）とその組合等を構成する単体企業の場合

② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(4) 設計者及び工事監理者の要件

設計業務及び工事監理業務に従事する者は、以下の要件を満たす者であること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項に基づく戒告処分を受けた日から3か月を経過していない者でないこと又は同項に基づく閉鎖処分を受けている期間でない者若しくは閉鎖処分を受けた日から3か月を経過していない者でないこと。

ウ 設計業務に従事する者は、下記(ア)から(ウ)に示す実績を有する者を1者以上含めること。工事監理業務に従事する者は、下記(ア)、(イ)及び(エ)の実績を有する者であること。

(ア) 平成20年4月1日から元請として受注し、本プロポーザル公告日までに完了した実績であること。

(イ) 国又は地方公共団体等が発注者であること。

※「国又は地方公共団体等」とは、中央省庁、都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、財産区、地方開発事業団等、地方公共団体が設立した財団法人とする(以下同じ。)

(ウ) 延べ面積5,000㎡以上の学校(学校教育法に定めるものをいう。)の新築又は改築に係る実施設計業務であること。なお、共同企業体としての実績の場合、代表企業に限る。

※実施設計に加え、当該実施設計対象物の建設工事に係る監理業務を一括して受注した業務においては、実施設計業務における発注者への成果品引渡しを終えていれば、その業務は完了したものとみなす。

(エ) 延べ面積5,000㎡以上の新築又は改築工事に係る工事監理業務であること。

エ 一級建築士が当該企業に合計3人以上在籍していること。なお、設計業務及び工事監理業務担う者が2者の場合、各企業の合計で3人以上在籍していること。

(5) 施工者の要件

ア 施工業務を担う者が1者の場合、以下の要件を全て満たすこと。

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建築一式工事に係る特定建設工事の許可を受けていること。

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項に定める総合評定値通知書における建築一式工事における総合評定値(P点)(公告日現在で有効なもの。以下「総合評定値」という。)が1,000点以上の者であること。

(ウ) 平成20年4月1日以降に受注した国又は地方公共団体等が発注の公共施設で、延べ面積5,000㎡以上の新築又は改築に係る工事を1件以上受注した実績があること。なお、共同企業体としての実績の場合、代表企業に限る。

(エ) 建築一式工事の監理技術者資格者証を有する者を当該施工業務に専任で配置することができる者であること。なお、営業所専任技術者との兼務は不可とする。

イ 施工業務を担う者が2者以上の場合、以下の要件を全て満たすこと。

(ア) 代表企業として施工業務に従事する者は、上記アの要件を全て満たしている者であること。

(イ) 代表企業を除く構成員は、以下の要件を満たす者であること。

① 総合評定値700点以上の者であること。

② 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建築一式工事に係る特定建設工事の許可を受けていること。

- ③ 建築一式工事の監理技術者資格者証を有する者又は主任技術者の資格を有する者を当該施工業務に専任で配置すること。なお、営業所専任技術者との兼務は不可とする。

(6) 配置技術者の要件

統括責任者	担当：設計と施工の相互調整・統括 資格：一級建築士又は1級建築施工管理技士
管理技術者	担当：設計業務の責任者 資格：一級建築士
監理技術者	担当：施工業務の責任者 資格：一級建築士又は1級建築施工管理技士
工事監理技術者	担当：工事監理業務の責任者 資格：一級建築士

ア 統括責任者と監理技術者については、兼務を可とする。

イ 管理技術者と工事監理技術者については、兼務を可とする。

ウ 上記ア、イ以外の配置技術者の兼務は認めない。

2 プロポーザルの実施要領

(1) 実施要領等資料の配布

実施要領等の資料は、市の公式ホームページへのデータ掲載により配布する。参加に当たっては、市の公式ホームページから、実施要領等の資料をすべてダウンロードして入手すること。

なお、応募者は、実施要領等の内容を前提として、申込手続きを進めること。また、応募者はその内容を十分に確認し、各手続きにおける期限に十分注意すること。

(2) 質問の提出及び回答方法

ア 質問の提出

本プロジェクトに係る質問については、以下に示す方法で行うこと。それ以外の方法による質問は受け付けない。また、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

(ア) 提出期間

令和6年12月6日（金）参加者募集開始時から

令和6年12月20日（金）午後5時15分まで

上記期間外に提出された質問には回答しない。

(イ) 提出方法

質問書（別記第1号様式）に必要事項を記載し、電子メール、FAX又は持参いづれかの方法で提出すること。電子メール又はFAXの場合、提出先まで電話にて必ず到着確認を行うこと（平日の午前8時30分から午後5時15分の間）。

(ウ) 提出先

東大和市役所 教育総務課 学務係（市役所5階）

TEL：042-563-2111（内線1521）

FAX：042-563-5933

E-mail：gakyou@city.higashiyamato.lg.jp

イ 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和6年12月26日（木）までに東大和市ホームページにて公表する予定である。なお、質問者の名称は公表しない。

(3) 参加表明書等の提出

参加表明については下記に記載の方法で行うこと。

ア 提出期限

令和7年1月31日（金）午後5時15分まで

イ 提出先

東大和市中心3丁目930番地

東大和市役所 教育総務課 学務係（市役所5階）

ウ 提出方法

郵送又は持参

なお、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留で送付し、同日時に必着しなければ

ならない。普通郵便で郵送された参加表明書は受理しない。

エ 参加表明に関する提出書類

代表企業を含む全ての構成員が、当市の競争入札参加資格者名簿に登録されている共同企業体である場合、(ア)から(ケ)に掲げる書類を提出すること。

- (ア) 参加表明書（別記第2号様式）
- (イ) 会社概要（代表企業・構成員）（別記第3号様式）
- (ウ) 誓約書（別記第4号様式）
- (エ) 委任状（別記第5号様式）

本プロポーザルへの参加、共同企業体の結成に係る一切の権限を従業員等に委任する場合のみ添付すること。

- (オ) 共同企業体結成届出書（別記第6号様式）

共同企業体協定書（別記第11号様式）については技術提案書提出時に提出すること

- (カ) 一級建築士事務所の登録を受けていることを証する書類の写し

提出日時点で有効なものであり、共同企業体を結成する場合は、構成員全ての者の書類を添付すること（以下（キ）について同じ。）。

- (キ) 建築工事に係る特定建設工事の許可を受けていることを証する書類の写し

- (ク) 設計者及び工事監理者の実績調書（別記第7号様式及び別記第8号様式）実施要領第3章1（4）ウに示す、実績を証する契約書の写しを添付すること。添付書類で実績が確認できない場合、失格とする（契約書の写しは、業務名・延べ面積・発注者・業務期間・受注者・業務内容が確認できる部分でよい。また、PUBDISの業務カルテの写しを契約書の代わりに添付してもよいが、上記下線部の内容が同様に確認できること。契約書及びPUBDISの業務カルテにおいて上記下線部の内容が確認できない場合は、発注者との打合せ簿等書類を追加で添付してもよい。）。

- (ケ) 施工者の実績調書（別記第9号様式）

実施要領第3章1（5）ア（ウ）に示す、実績を証する契約書の写しを添付すること。添付書類で実績が確認できない場合、失格とする（契約書の写しは、工事名・延べ面積・発注者・工事期間・受注者・工事内容が確認できる部分でよい。また、CORINSの工事カルテの写しを契約書の代わりに添付してもよいが、上記下線部の内容が同様に確認できること。契約書及びCORINSの工事カルテにおいて上記下線部の内容が確認できない場合は、発注者との打合せ簿等書類を追加で添付してもよい。）。

オ 参加表明後の辞退

参加表明書の提出後、本プロジェクトへの参加を辞退する場合は、速やかに応募辞退届（別記第13号様式）を提出すること。

(4) 技術提案書の作成及び提出

ア 提出期限

令和7年3月28日（金）正午まで

なお、技術提案書の提出期限以降における書類の追加、差し替え等は一切認めない。

イ 提出先及び方法

東大和市役所 教育総務課 学務係（市役所5階）まで直接持参すること。

ウ 提出書類等

(ア) 技術提案書提出書（別記第10号様式）：1部

(イ) 共同企業体協定書：1部（別記第11号様式）

袋とじをして、裏面に各構成員が割印すること。

(ウ) 本プロジェクトに係る価格提案見積書（別記第12号様式）：1部（任意様式）

価格提案見積書には、見積りの積算内訳（任意様式）を添付すること。積算内訳は、設計業務費、施工業務費、工事監理業務費、解体撤去等業務費、仮校舎建設業務費毎に区分し、総合計（施設整備請負費、消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。価格提案見積書（別記第12号様式）及び積算内訳（任意様式）は、長形3号封筒に封入して封緘し、封筒の表面に「東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクトに係る見積書在中」と手記し、提出者の商号又は名称を記載すること。また、封緘した状態で見積額が視認できないようにすること。

（注）見積金額が実施要領第1章2（6）に示す上限金額を上回っている場合は失格とする。

(エ) 技術提案書

技術提案書は、別に示す要求水準書を参考とし、「技術提案書作成要領」（資料3）（以下「作成要領」という。）に基づき作成すること。定める各様式に、該当する指定書類等又は補足資料を添えて提出すること。

提出部数等は次のとおりとし、副本には参加者が特定される表記をしないこと。

「技術提案書作成要領」に定める様式の別	区分	提出部数	調製方法等
第1号様式から第10号様式まで	正本	1部	左記の様式及び補足資料1部ずつを正本として提出
第1号様式から第10号様式まで	副本	12部	左記の様式及び補足資料を1部ずつファイルに綴じて提出 ※副本は参加者が特定される表記をしないこと。

(オ) 技術提案書一式に係る内容の電子データ：1 媒体

- ① データ形式はPDFとし、提案書1 ページをPDF 1 ページとして記録したものとする。
- ② 第1号様式から第4号様式までは、様式のみを記録すること。指定書類等については記録を要しない。
- ③ 第5号様式から第10号様式までは、補足資料についても記録すること。
- ④ 記録媒体はCD-R、DVD-R又はSDカードとする。
- ⑤ PDFはWindows PCでの閲覧及び紙媒体への出力（印刷）が可能であること。
- ⑥ 提出したデータ記録媒体は返却しない。

(5) 技術提案書の帰属等

- ア 技術提案書の内容については、本プロポーザルにおける優先交渉権者等の選定以外に使用しない。ただし、開示請求があった場合においては、東大和市情報公開条例に基づき取り扱う。
- イ 本プロポーザルの結果、本プロジェクトの受注者となった者が提案した技術提案書等の著作権は、参加者に帰属する。
- ウ 技術提案書等に著作権、特許権、意匠権等法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は参加者が負うものとする。
- エ 提出した技術提案書は返却しない。
- オ 本プロジェクトの受注者とならなかった者の技術提案内容の一部を、東大和市が本プロポーザル以外で利用しようとする場合は、参加者の合意を求める事とする。この場合、参加者は東大和市との交渉に応じるようご配慮願いたい。

3 プロポーザルの審査

(1) 審査機関

本プロポーザルの審査は、選定委員会において実施する。選定委員会の詳細については、市長が別に定める。

なお、本プロポーザルの公告日から優先交渉権者が決定される日までにおいて、参加者（その関係者を含む。）が、本プロポーザルに関して選定委員会の各委員に直接又は間接的に接触を図ることは、厳に慎むこと。当該行為を行おうとしたこと又は行ったことが判明した場合、本プロポーザルに参加している者は失格とし、優先交渉権者又は次点交渉権者に選定された者はその選定を取り消す。また、当該行為を行おうとしたこと若しくは行ったことが判明した者に対しては、指名停止措置基準の規定に基づき、入札参加資格停止措置を行う。

(2) 審査方法

ア 概要

選定委員会は、東大和市立第七小学校・第九小学校統合新校建設プロジェクト設計・施工一括発注優先交渉権者選定要領（資料4）に基づき、本プロポーザルによる技術提案の審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

参加者が1者のみであった場合も選定委員会にて審査を行い、その提案が優秀であると判断した場合は、その者を優先交渉権者とする。

イ 第1次審査（書類審査）について

資格審査を行った上で、第3章2（3）エに規定する参加表明に関する提出書類のうち別記第3号様式、別記第7号～第9号様式及び第3章2（4）ウに規定する別記様式第10号による技術提案書を対象に次の各評価項目について審査し、上位3者以内を選定する。参加資格を有していない場合は、失格とする。

第1次審査は、次の評価項目について審査し、各参加者の点数は、審査委員各々の点数の総和（以下「総合点数」という。）とする。

分類	評価項目	配点
1 会社概要	① 会社の規模、経営状況、売上高等に問題はないか。 ② 業務遂行が可能な経営基盤を有しているか。	10
2 業務実績	① 参加者及び配置技術者の実績	10
3 地域力の参画	① 東大和市内企業参加の有無	5
4 業務実施計画	① 統括責任者の本プロジェクトに対する実施方針 ② 全体のマネジメント体制、各業務の実施体制、各企業間の連携体制、市との連絡体制等 ③ 事業工程の実現性、工期短縮の工夫等 ④ リスク回避の工夫、発生時のバックアップ体制等	20
5 価格提案見積額	本事業に係る見積書の金額	20

第1次審査の結果は、各参加者に対し合否のみを通知する。

ウ 第2次審査（技術提案説明）について

第1次審査で合格した者に対し、第2次審査として技術提案説明会（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する。実施する日時等については、決定次第、対象となる参加者に連絡する。

第2次審査は、次の評価項目について審査し、各参加者の点数は、総合点数とする。

分類	評価項目	配点
1 業務実績	① 参加者及び配置技術者の実績	10
2 地域力の参画	① 東大和市内企業参加の有無	5
3 業務実施計画	① 統括責任者の本プロジェクトに対する実施方針 ② 全体のマネジメント体制、各業務の実施体制、各企業間の連携体制、市との連絡体制等 ③ 事業工程の実現性、工期短縮の工夫等 ④ リスク回避の工夫、発生時のバックアップ体制等	20
4 施設計画における技術提案	① 施設配置及び動線計画の適切性 ② 安全性・利便性及び子どもがのびのびと過ごせる空間構成 ③ 地域コミュニティ施設を含む敷地全体における賑わいを創出するための工夫 ④ 防災機能を発揮するための工夫 ⑤ 環境負荷への配慮 ⑥ ライフサイクルコスト削減のための工夫 ⑦ ユニバーサルデザインと建築デザインとの調和 ⑧ 周辺地域との調和に配慮した外観・内観デザインの適切性	80
5 施工計画における技術提案	① 工事期間中の利用者・近隣の安全性を確保するための工夫 ② 最適な品質・コスト・工期となる工夫 ③ 仮校舎設置時の現状の学校運営維持のための工夫	30
6 価格提案見積額	本事業に係る見積書の金額	20
7 プレゼンテーション	① 提案の説明・提案書の明快さ ② ヒアリングにおける的確な回答 ③ 本プロジェクトへの熱意	15
8 その他	① 本プロジェクトの方向性を踏まえた提案 ② 事業者独自の提案（独自のノウハウ、アイデア等） ③ その他特筆して評価できる内容	15

第2次審査の結果は、各参加者に対し合否のみを通知する。

エ 優先交渉権者等の決定について

優先交渉権者及び次点交渉権者の決定は、第2次審査の総合点数により決定する。なお、両者を決定するにあたり第2次審査の総合点数が同得点となった場合、選定委員会において、上記評価分類「4 施設計画における技術提案」の内容を審議し、優先交渉権者及び次点交渉権者とする。

(3) 審査結果の公表

ア 市の公式ホームページにおいて、優先交渉権者及び審査結果の概要（得点等）を公表する。

イ 優先交渉権者の名称と得点、次点交渉権者の得点を公表する。次点交渉権者の名称は公表しない。

ウ 優先交渉権者の技術提案書については、本プロジェクトの本契約を締結した後に公表する。ただし、優先交渉権者と契約が締結できなかった場合においては、次点交渉権者と交渉を行い、本契約を締結した場合は、その者の技術提案書を公表する。

エ 審査内容及び審査結果に対する問い合わせには、一切応じないものとする。

オ 審査内容及び審査結果に対する異議については、一切認めないものとする。

4 失格について

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 参加表明後、優先交渉権者が決定されるまでの間に、参加者が第3章1に規定する参加資格要件を満たさないことが判明した場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本プロポーザルの実施に関して、その公平性を逸脱する行為が確認された場合
- (4) 選定委員会の各委員に対し、本プロポーザルの実施に関して直接又は間接的に接触を図ろうとし、又は接触したことが判明した場合
- (5) その他、この要領に違反する行為が確認された場合

5 その他

- (1) 参加者は、参加表明書の提出をもって本要領の各条件を受諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルに関する説明会及び現場説明は実施しない。
- (3) 技術提案は、1参加者につき1提案に限る。
- (4) 東大和市は、審査及び説明を目的として提出書類の写しを作成し、使用できる。
- (5) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (6) 都合により、本プロポーザルの実施を中止する場合がある。その場合であっても、中止するまでに参加者が負担した経費又は中止したことにより参加者に生じた損害について、東大和市は一切の補償を行わないものとする。
- (7) 優先交渉権者決定後、本契約を締結するまでの間に、優先交渉権者が第3章1に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合、契約交渉を中止し、次点交渉権者と交

渉を行う場合がある。

- (8) 優先交渉権者決定後、参加者が第2章4(1)に規定する協議に応じず、又は参加者の一方的な都合により本契約を締結しなかった場合、その参加者に対し指名停止措置基準に基づき、入札参加資格停止措置をすることがある。

別記 リスク分担表

○：適用 △：協議

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
実施要領リスク	実施要領、要求水準書等の誤り、変更に関するもの	○	
応募リスク	応募費用の負担に関するもの		○
契約締結リスク	市の責めによる契約締結の遅延、中止	○	
	事業者の責めによる契約締結の遅延、中止		○
	議会の議決が得られないことによる締結遅延又は締結不能(市及び事業者は自らに発生した費用を各々負担)	○	○
	上記以外の理由による契約締結の遅延、中止	△	△
住民対応リスク	本事業に対する住民反対運動等に関するもの	○	
	上記以外の事業者起因する住民反対運動等に関するもの		○
税制度変更リスク	本事業に直接影響を及ぼす税制度の変更等(消費税・地方消費税を含む。)	○	
	法人税など上記以外の税制度の変更等		○
許認可取得リスク	事業者が取得すべき許認可の未取得・取得遅延・失効		○
	上記のうち、市が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの	○	
	市が取得すべき許認可の取得遅延・失効	○	
	上記のうち、事業者が担う役割(資料提供等)の不履行に起因するもの		○
債務不履行リスク	市の債務不履行による中断・中止	○	
	事業者の債務不履行による中断・中止		○
物価変動リスク	インフレ・デフレによるもの	△	△
資材調達リスク	社会情勢により資材調達が困難に陥った場合	△	△
第三者賠償リスク	事業者が実施する業務に起因する事故等		○
	上記以外に起因するもの	○	
情報漏えいリスク	事業者による資料のご送信、USBメモリの盗難、紛失などによる情報漏えい		○

不可抗力リスク	暴風、豪雨、自身、火災、騒乱、暴動等自然的又は人為的現象であって、予見可能な範囲を超えるもの	△	△
金利変動リスク	金利変動によるもの	△	△
資金調達リスク	事業の実施に必要な資金調達・確保		○
設計変更リスク	市の指示又は市の責めに帰すべき事由による設計変更に伴う費用の増大、計画遅延	○	
	事業者の提案内容の不備、変更による設計変更に伴う費用の増大、計画遅延		○
測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に起因するもの	○	
	事業者が実施した測量・調査に起因するもの		○
整備着工遅延リスク	市の指示、指示条件の不備、変更によるもの	○	
	上記以外の事業者に起因するもの		○
用地の瑕疵リスク	市が提示した情報、資料等から合理的に予見できない瑕疵	○	
	上記以外に起因する瑕疵	△	△
工事費増大リスク	市の指示、指示条件の不備等によるもの	○	
	上記以外に起因するもの(他項目において別段の定めがあるものを除く。)	△	△
	資材費高騰によるもの	△	△
工事遅延リスク	市の指示、指示条件の不備等によるもの	○	
	上記以外に起因するもの(他項目において別段の定めがあるものを除く。)	△	△
盗難等リスク	原材料や設備の盗難、損傷による費用の増大、計画遅延		○
環境問題リスク	事業者が行う業務に起因して発生する環境問題に関するもの(有害物質の排出、騒音、振動、臭気など)		○
工事監理リスク	工事監理の不備により、工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
性能リスク	施設完成後、市による検査で発見された要求水準の不適合に関するもの		○
	瑕疵点検期間中に発見された要求水準の不適合に関するもの		○
建物等損傷リスク	建物引渡し前に生じた建物等の損傷		○
事業者の経営破綻リスク	事業者の経営破綻等によるもの		○

※このリスク分担項目にないものは、両者が協議して定める。